

申告期間 令和7年1月6日(月)～3月17日(月)

○お問い合わせ先：杵築市役所 税務課 市民税係
直通 0978-62-1805

申告者氏名欄
各種項目を記入してください。氏名欄にはフリガナを記入してください。
※日中につながる電話番号を必ず記入してください。

1. 収入金額等 及び 2. 所得金額
所得金額の内訳を①～⑪の項目ごとに記入し、合計を⑫合計欄に記入してください。所得の算出方法は別紙の「令和7年度 市民税・県民税申告書の手引き」の「申告書の各項目の説明」をご参照ください。

4. 所得から差し引かれる金額
所得から差し引かれる金額の内訳を、⑬～⑲の項目（⑮・⑯・⑰を除く）に記入してください。（⑳合計欄は、記入不要です。）控除の算出方法は別紙の「令和7年度 市民税・県民税申告書の手引き」の「申告書の各項目の説明」をご参照ください。

7. 寄附金に関する事項
「条例指定分」の「大分県」、「杵築市」の各欄には、大分県、杵築市の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

遺族年金・障害年金は非課税収入のため記入しないでください。
※裏面16に記入

公的年金等雑所得と業務所得とその他雑所得の合計

生命保険料・地震保険料支払額を3. ⑮⑯に記入してください。
4. ⑮⑯の控除額は杵築市が計算します。

申告書 A の書き方 (例)

令和6年1月1日～令和6年12月31日の内容をご記入ください。

令和7年度分 市民税・県民税 申告書 A

杵築市長 殿 (令和 年 月 日提出)

現住所	杵築市 大字杵築〇〇〇番地〇〇	職業又は勤務先	農業
1月1日現在の住所	同上	世帯主氏名・続柄	(本人)
フリガナ	キツキ タロウ	生年月日	25年 5月 5日
氏名	杵築 太郎	明・大・昭平・令	
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1	電話番号	0978-62-0000

行政区域コード	※杵築市記入欄
---------	---------

1 収入金額等	事業所得	755,500円
2 所得金額	不労所得	
	配当金	
	雑所得	
	公的年金等	2,111,000円
	その他	
	短期所得	
	長期所得	
	一時所得	700,000円
	事業所得	121,000円
	不労所得	
3 所得から差し引かれる金額	公的年金等	1,011,000円
	その他	
	合計	1,011,000円
	総合課税・一時所得	350,000円
	合計	1,482,000円
	社会保険料控除	142,300円
	小規模企業共済等掛金控除	
	生命保険料控除	※杵築市記入欄
	地震保険料控除	
	寡婦・ひとり親控除	260,000円
4 所得から差し引かれる金額	勤労学生・障害者控除	380,000円
	配偶者(特別)控除	380,000円
	扶養控除	430,000円
	基礎控除	
	⑬～⑲までの計	※杵築市記入欄
	雑損控除	
	医療費控除	
	合計	※杵築市記入欄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項	源泉徴収票の金額	国民健康保険	99,900円	国民年金	
⑬ 社会保険料控除	介護保険	42,400円			
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計			
⑮ 生命保険料控除	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	120,000円		
⑯ 地震保険料控除	介護医療保険料の計				
⑰ 寡婦・ひとり親控除	⑱ 勤労学生控除	⑲ ひとり親控除			
⑳ 配偶者(特別)控除	配偶者の氏名	杵築 花子	配偶者の合計所得金額	250,000円	
㉑ 扶養親族に関する事項	氏名	生年月日	個人番号	同居・別居	控除額
㉒ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類		
㉓ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額			

5 事業専従者に関する事項	氏名	生年月日	個人番号	続柄	従事月数	専従給与(控除)額
6 別居の扶養親族等に関する事項	氏名	続柄	住所	国外居住		

7 寄附金に関する事項	寄附先	寄附金
大分県共同募金会・日本赤十字社大分県支部		
大分県 寄附先		
杵築市 寄附先		

個人番号 (マイナンバー)

市民税・県民税の申告書にマイナンバーの記入が必要です。必ずご記入ください。

記入が必要なマイナンバー	
・申告者本人	・配偶者
・扶養親族	・事業専従者

本人確認のため、申告書の提出時に以下の書類の提示をお願いします。

◆マイナンバーカードをお持ちの方
・マイナンバーカードだけで本人確認が可能です。
(コピーを持参する場合や、郵送する場合は両面のコピーが必要です。)

◆マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類
・通知カード (令和2年5月25日以降、記載事項に変更がないものに限りです。)
・マイナンバーの記載がある住民票 等のうちいずれか1つ

身元確認書類	
・運転免許証	・健康保険証
・パスポート	・身体障害者手帳 等のうちいずれか1つ

所得金額調整控除

下記に該当する場合は、⑥給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合。
- 本人が特別障害者
 - 年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額 [1,000万円を超える場合は1,000万円] - 850万円) × 10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る金額の合計額が10万円を超える場合。

所得金額調整控除額 = 給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円) - 10万円

※裏面「11 所得金額調整控除に関する事項」にもご記入ください。

5. 事業専従者

事業専従者とは、生計を一にする配偶者やその他の15歳以上の親族が本年中に6ヶ月を超える期間、事業に専ら従事している者をいいます。事業専従者1人につき、次の①と②のいずれか少ない方の金額を必要経費に算入することができます。

- ① 86万円 (事業専従者が配偶者以外の親族である場合は50万円)
- ② (専従者控除前の所得金額) ÷ (事業専従者数 + 1)

農業所得や事業・不動産所得がある方で減価償却費を必要経費に算入する場合は、それぞれの項目を記入してください。